

第47回 民間資金等活用事業推進委員会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第47回 民間資金等活用事業推進委員会

日 時：平成30年3月13日（火）9:59～11:24

場 所：中央合同庁舎第4号館1214会議室

出席者：

【民間資金等活用事業推進委員会委員】

石原委員長、根本委員長代理、上村委員、北詰委員、佐藤委員、谷口委員

【内閣府】

田和政策統括官（経済社会システム担当）

民間資金等活用事業推進室

石崎室長（大臣官房審議官）、坂本参事官、森企画官、濱田企画官

【関係団体等】

民間資金等活用事業推進機構 半田代表取締役社長

- 議 事：（1）委員長の選任について
（2）PFI推進委員会の今後の運営について
（3）PFI法の改正について
（4）運営権ガイドラインの改正について
（5）PPP/PFI推進アクションプランの改定の方向性について
（6）その他

○坂本参事官 それでは、皆様おそろいになりましたので、開始させていただきます。

ただいまから、第47回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

事務局である内閣府PPP/PFI推進室の参事官をしております坂本でございます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日は、委員の任期終了後、最初の委員会でございます。

このたび、新たに委員に就任くださった方を御紹介させていただきます。

北詰恵一委員でございます。

○北詰委員 よろしくお願ひいたします。北詰でございます。

○坂本参事官 そのほか、本日、御出席の委員の皆様には再任という形で御就任をお願いしております。

本日は、定員9名のうち6名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本委員会の定員は9名とされていますが、小幡純子元委員につきましては、お仕事の関係で再任を御辞退されたため、現在、新たに御就任いただく方を調整しているところでございます。

次に、本日の資料について、御連絡させていただきます。アクションプラン等の改定素案の内容に直接かかわる資料4-1、4-2につきましては、アクションプランの見直しが終わるまで非公表とさせていただきます。あわせて、会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても、これらの資料に関する部分については非公表とさせていただきますので、御承知おきください。また、2月に改選がございました委員におかれましては、各席に辞令を配付させていただきますので、御確認をお願いいたします。

本委員会の委員長につきましては、民間資金等活用事業推進委員会令第2条第1項の規定により、委員の皆様のご互選によって定めることとされております。済みません。石原委員長のお席の前に、既にもう委員長と、根本先生は委員長代理とか、ちょっと先走って置いてしまっておりますが、互選でございますので、どなたか御提案がございましたら、お願いいたします。

お願いします。

○根本委員 幅広い御経験と御見識をお持ちの石原委員に引き続き委員長をお願いしたいと御提案いたします。

○坂本参事官 ただいま根本委員から、石原委員に委員長に御就任していただいておりますかどうかの御提案がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○坂本参事官 ありがとうございます。

それでは、互選により、石原委員を委員長に選出いただきましたので、以後の議事につきましては、石原委員長に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○石原委員長 石原でございます。ただいま皆様から御推挙いただきました。委員長を拝命させていただきます。

引き続き、委員会の円滑な運営につきまして、委員の皆様にご協力をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、委員長代理でございますけれども、民間資金等活用事業推進委員会令第2条第3項の規定によりまして、委員長があらかじめ委員長代理を指名することとされております。私から指名させていただきます。

委員長代理は根本委員にお願いしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。まずは議事(2)「PFI推進委員会の今後の運営について」を、事務局から御説明をよろしくお願い申し上げます。

○森企画官 それでは、資料1-1から1-3で説明をさせていただきます。

まず、資料1-1「PFI推進委員会について」という横の2枚の紙ですけれども、PFI推進委員会ですが、所掌事務としては、法律に規定されていることとございますが、PFI法の規定によりその権限に属せられた事項の調査審議、あとはPFI事業の実施状況等の調査審議ということです。その中で、当面御審議いただくことといたしまして3つ掲げておりました、まずは事業規模目標21兆円の達成に向けた、アクションプラン、今、策定しておりますけれども、その改定の審議、あとは案件形成の促進に向けた調査審議、もう一つは、後ほど御説明させていただきますが、改正PFI法案第15条の2第7項の所掌事務等で、一応この3つを当面の審議事項とさせていただきます。それぞれ部会を設けまして、その部会の中であわせて審議をしていただければと思っております。

その部会なのですけれども、2つ設けまして、引き続きこれまでもやっているものですが、計画部会と、今後は新たに事業推進部会というもので御審議をいただくことを予定しております。

そうしましたら、それぞれの部会につきまして、資料1-2と1-3で御説明をさせていただきます。

まず、資料1-2「当面の計画部会の運営について」でございます。アクションプランでPDCAサイクルを回して、必要に応じて見直すということをされておりました、これまでも計画部会を秋にも開催させていただいて、年末には計画部会としてまずは取りまとめて、最終的には委員会として課題を取りまとめていただきましたけれども、そういった取りまとめた課題と今のアクションプランの進捗状況に基づき、今後、どうしていくかというアクションプラン改定の御審議もいただくということを予定しております。詳しくは後ほどアクションプランの改定の方向性についてというところでも説明をさせていただきます。概要はこういった状況で進めていきたいと考えております。

続きまして、資料1-3「『事業推進部会』の設置について(案)」でございます。こちらにつきましては、去年の年末に委員会で取りまとめたいただきました課題につきまして、その中で一層の推進に当たっては、管理者等がそれぞれの取り組みの段階に応じてみ

ずから積極的にPPP/PFIに取り組むことができるような環境整備とか、新規事業者・投資家が参画しやすくなるような環境整備が必要であるとされたところであります。

また、今通常国会に提出中のPFI法の改正法案におきまして、内閣府は管理者等の求めに応じて助言を行うに際し必要と認めるときは、PFI推進委員会に対し、意見を求めることができることとされたところをごさいます、このため「事業推進部会」を設置しまして、これらの環境整備に必要な技術的事項といったことと、管理者等への助言に必要な事項を中心に専門的な観点から調査審議を実施するものというところを設置をさせていただきたいと思っております。

事業推進部会の設置とあわせて、これまで優先的検討部会ということで、優先的検討、あとは事業部会ということで、2つの部会で調査審議を行ってまいったわけですけれども、そちらのほうは廃止しまして、この事業推進部会ということで、今後は調査審議をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいま計画部会の運営あるいは事業推進部会の設置等に対しまして御説明がございました。これにつきまして、何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

後ほどそれぞれについては皆様と御論議させていただきたいと存じますが、事業推進部会を設置して、今後、計画部会と事業推進部会で審議を進めていくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○石原委員長 特に異議のお声もないようでございますので、そうさせていただきます。なお、計画部会には柳川委員、根本委員に御参画いただきます。また、部会長は柳川委員、部会長代理は根本委員にお願いしたいと存じます。

事業推進部会につきましては、根本委員、北詰委員に御参画いただきまして、部会長は根本委員、部会長代理は北詰委員にお願いしたいと存じますので、どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

両部会に参画いただきます専門委員につきましては、名簿のとおり指名させていただきますので、よろしく御願ひいたします。それぞれの後ろに名簿がございます。

次の審議に入りたいと思っておりますが、これまでにつきまして、何か御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局から若干説明がございましたけれども、次の議題として「PFI法の改正について」並びに「運営権ガイドラインの改正について」を、事務局から説明をお願いしたいと存じます。

○坂本参事官 まず、PFI法の改正について御説明申し上げます。資料は1枚物の資料2という概要の紙と、法案のいわゆる5点セットと呼んでいるものですが、改正の案文とかが入っている冊子になっているもの、白表紙と呼んでいるものなわけですけれども、一番下に

ございますでしょうか。まずは概要のほうで御説明して、先ほど説明がありましたように、事業推進部会の関係で、改正PFI法案第15条の2第7項の所掌事務というところもございまずので、そこも含めて概要だけではなくて、改正の案文でも御説明させていただきたいと思ひます。

概要をごらんください。「背景・必要性」ですけれども、ここは委員の先生方は御案内のとおりですが、10年間、この25年度から34年度までに、契約をした事業のトータルの事業期間の収入の合計という積み上げ方で21兆円という事業規模目標を掲げているところですが、関空の44年間で5.0兆円ですとか、愛知の有料道路も5,000億円弱というような規模になっていますので、そういうところで貢献はしているのです。そういうこともあって、今のところは4年ぐらいの進捗で何とか目標を若干下回るぐらいのペースで進んできているところですが、これをさらに、特に単年度でいろいろなPPP/PFI案件をしっかりと案件に結びつけて加速をしていくということが求められている中で、支援措置を3つ追加したいというのが今回の改正の内容でございます。

そういうことで、まず「背景・必要性」の2番目の○ですけれども、国による支援機能を強化するというのが一番上の(1)で、後ほど御説明します。あとは国際会議場施設等の公共施設等運営事業、コンセッション事業の実施の円滑化に資する制度面での改善措置が2番目です。あとは一番下の(3)が、上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置です。特に、2番目と3番目が、要するに、法律事項と呼ばれている、国民の権利義務に影響を及ぼす内容なのですけれども、非常にいろいろな調整、大変な調整がございましたが、きょう、特に後ろの席に陪席させていただきっている方々、いろいろところでタイトなスケジュールの中で調整に御尽力くださっていました。ここで御礼を申し上げます。

そういうことで、順番に御説明を申し上げますが、1番目のところですが、まず、ワンストップ窓口をつくるということが左上になっています。これはうちのPPP/PFI推進室のほうでも、実質的にその体制をつくって、いろいろな役所に関する問い合わせをまずは内閣府のほうで受けて、直接聞くことはもちろん排除していないので、直接聞いていただいてもいいのですけれども、例えば水道でしたら厚生労働省の水道課、あるいは下水道ですと国土交通省の下水道部、右側に関係行政機関の長とありますが、我々のほうから照会をして、返事をもって、問い合わせくださった方に返すということも行われているところではあるのですが、ほかの法律にも例がございましたので、これは法律に明確に規定するというところを今回はやらせていただきたいというところですが。

2番目としまして、ここは先ほどの助言を求めるところがございましたので、白い冊子のほうをごらんくださればと思ひます。新旧対照表みたいになっているもののほうが見やすいので、真ん中あたりに、上段と下段に分かれている法律の改正案、下が「現行」となっているところがございまず。そのこのページで申し上げまして、3ページになります。真ん中あたりの上段と下段に分かれている、上のところにかなり線を引いている文章が書

いてありまして、下が「新設」とだけ書いてあるページになります。ここに15条の2という条を1条追加するというようになっております。

先ほどのワンストップのところなのですけれども、問い合わせについて確認を求めることができるというのがその1項としてありまして、その回答をしますというのが2項。そのほかの関係行政機関の長、つまり、ほかの省庁に関するものは3番で照会し、回答をしていただく。その回答をもらった内閣府が、また問い合わせをくださった方に通知するというのが4項です。その後、5項として、正式に文書で回答を受けて、また通知をしたときには、報告をPFI推進委員会のほうにもさせていただきます。それから、6項で、公共施設等の管理者等または特定事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができるというところがございます。4ページの7項ですけれども、内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に対し意見を求めることができる。全てについて意見を求めるという意味とは限らないのですけれども、我々のほうでぜひ御意見をお伺いしたいというものについては、15条の2の7項に基づいて御意見をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。その部会が事業推進部会ということになります。

さらに、概要の1枚紙のほうに戻っていただきまして、助言機能の強化というところがございます。これがその後にあります、同じ4ページの15条の3になりますけれども、これもほかの法律にも例がございますので、内閣法制局と御相談して書かせていただくことになりました。内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた方針その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、または助言もしくは勧告をすることができるという規定を新たに設けさせていただいております。

これは本当に、特にPFI事業を推進する上で、例えばリスクについて全く考慮されていないような契約とか、あるいはモニタリングとか、そういうところがしっかりできていないのではないかなというようにときに、助言とか勧告とか、極端な場合、そういうものをできるということで想定しているところでございます。

あとは概要の1枚紙の右側の助言機能の強化の下に、字が小さくて恐縮ですけれども、基本方針のところなのですが、公共施設等の整備等に関する事業における基本理念の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項の追加を措置と書いてあるのです。これは戻っていただいて恐縮なのですけれども、2ページになります。基本方針等のところの第4条第2項第1号に追加をしております。もともとPFI法は、PFI事業を実施するということが決まった後の話として規定をしているのですけれども、PFI事業を実施する前の優先的検討というところがございますが、そういった部分、従来型の手法に優先して検討するという考え方を、そのまま基本方針に書いていきたいということで、基本方針の柱立ての中身にも1号を追加させていただくというものでございます。

ちょっと長くなりましたので、この後は駆け足で御説明いたしますが、2番目です。2番目は表で見えていただいたほうがよろしいかと思えます。特に左側の四角の一番下、字が小さくて恐縮なのですが、概要の1枚紙の真ん中、(2)の黒い太い四角で囲んだところの下に※がございます。国際会議場施設、音楽ホールなどがございますけれども、これが公の施設と呼ばれているものでして、地方自治法によりまして、住民の福祉の増進を目的として、その利用に供させる施設ということになっております。要するに、特定の人にしか使わせませんとか、この人には使わせませんというようなことにならないように、指定管理者の指定という制度で財団法人だったり民間企業に使用する権限を、具体的には地方公共団体が付与するというものになっております。

そういった指定管理をとらないといけない国際会議場施設や音楽ホールなどで、コンセッションをやりたいという民間事業者がいた場合には、両方の制度が必要になっていきます。その両方の制度が必要になってくるときに、料金の設定で、コンセッション制度では届け出、一方で、指定管理者制度では承認ということ。あとは運営権の移転の許可とかを出す場合、あるいは指定管理者の指定なのですが、コンセッション制度については、条例に特別な定めがある場合については不要ということになっているのですが、一方で、指定管理者制度は期間が短いということもあって、途中で運営権者がかわる場合は、指定管理者制度の指定については、その都度議会の議決を得るということになっております。

これについて、今回、そういう選択肢を一つふやすということで、コンセッション制度と同様にあらかじめ条例をつくって、議会が事前にチェックをしたとお認めくださったものについては、料金も条例で決めた幅の範囲の中で、届け出で足りる。運営権者が途中でかわるときの指定管理者の指定についても、条例で特別の定めがある場合については、議会に事後報告でいいというような形にするということです。

3番目に参りますが、水道事業と下水道事業につきまして設けられた今回の特例なのですが、条件が水道・下水道限定で、期間も、例えば(3)と太い字で書いてある下で、政府は、平成30年度から平成33年度まで間に実施方針条例を定めることなどの要件のもとでと書かれているように、もう4年間限定というものの、あるいは既にスタートしているものはまた別に対象になりますけれども、期間を限定して事業も水道と下水道に限定して、特例的に認められたものなのです。具体的には、繰り上げ償還と呼んでいますけれども、繰り上げ償還はどういうものかということですが、コンセッション事業者から運営権対価ということで、一番下の右の箱からピンク色の矢印ですが、地方公共団体の水道事業・下水道事業、水道局とか下水道局にお金が入っていきます。

入っていきますと、お金を使って残っている地方債、借金を前倒しで返したい。これが繰り上げ償還ということで、平成10年代の半ばぐらいからできるようになったのですが、ただ、返すことができるにしても、一方で、左側に金融市場ということで、ゆうちょ銀行の預金ですとか、いろいろな、要するに、お金が財投債ということで、金利は今、下がっていますけれども、一定の利息を乗せて調達をしているということで、財投の考え方とし

ては、収支相償という考え方がありますので、金利をちゃんと払ってもらわないと、マーケットから調達したお金に穴があいてしまうということになります。そういうことで、前倒しで返すのは構わないけれども、普通に決められた期間で返すときと同じように利息をいただきます。保証金という形でいただきますということになっているのが現在の制度でして、保証金を免除する場合、あるいは減額する場合には、財政法によりまして、法律によらなければならないとされております。

これを今回のPFI法の改正で規定するというを現在、盛り込んでいるところでございます。いろいろ条件はあるのですけれども、時間の関係もありますので、割愛いたします。

ここまでがPFI法の改正で、法案の状況ですけれども、2月9日に閣議決定をいたしまして、国会に提出をされているところで、現在、審議を待っているところでございます。

続きまして、運営権ガイドラインの改正について、御説明をさせていただきます。資料3-1、3-2になりますけれども、改正した箇所がわかるような形でガイドラインの本文を資料3-2におつけしておりますが、時間の関係がございますので、3-1で御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年6月にまとめてくださったアクションプランの本文の最後に別紙ということについてでございます。コンセッション事業のさらなる活用推進に向けた課題、必要な検討と対応策ということで、対応策がいろいろございました。こちらでガイドラインを策定する、ガイドラインを改正するというで措置されたものについて、残っているものも若干ございますけれども、ほとんどの改正を今回は行うということでございます。

具体的には、2番目のポツがついているところですが、これを踏まえ「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」について、左下のオレンジ色のところですが管理者等による実施方針の策定、あとは民間事業者選定で、これが真ん中の濃い緑色のところです。それから、実際の事業実施までの各段階で、右下の紺色のところがございます。

各段階において所要の改正をするものということでございまして、具体的には、まず、1番目、オレンジ色のところです。地方公共団体による運営権者への出資ですが、必要性があつて、その出資によらなければ必要性に応えることができないといった場合を除いて禁止ということ。仮に出資を行う場合でも、例えば役員を自治体から一人送り込ませろとか、出資額に対して過大な株主権限の要求を禁止するという内容を入れてあります。2番目ですが、競争制限的な企業、例えばこの企業と一緒に仕事をしないと実際にコンセッションの事業ができないというような独占状態、あるいは寡占状態の企業ですが、そういった企業の参加条件、SPCの構成企業への参加条件を検討する旨を規定しています。3番目ですが、外国企業の応募が想定される場合には、財務諸表あるいはそれに類する書類の英語版について、管理者等で作成をするということを入れております。

真ん中の2番目、民間事業者選定の手続のところなのですが、管理者側で想定する運営

権対価、VFMの算定方法を明示する。2番目ですが、運営権対価算定根拠やデューデリジェンス結果等、管理者側の各種情報の積極的な開示といったものを規定しています。3番目、競争的対話で十分に情報交換をできるように、回数・期間等を柔軟に設けるといふところを規定しています。4番目ですけれども、事業者選定時の審査委員会の議事録につきましては、民間事業者のノウハウとかが、特に負けたところの入札で、とれなかったところのノウハウとか、そういったところは保護すべきだと。当然そういうことはございますので、そういったところは、要するに、公開するものからは落とすという形。あとは審査委員のお名前とかも出さないということなのですが、そういったものを除いて原則公開ということに盛り込んでおります。

3番目は運営事業期間中、それから、終了時に関する改正事項ですが、今回、投資事業有限責任組合、LPSと呼ばれているものですが、その運営権者の議決権株式取得のルールを明確化するといふところ。2番目は運営権対価の支払いについて、分割払いももちろん排除はしないのですが、できるだけ民間資金の活用という観点から一括払いあるいは1回目で多くの対価を払うといった検討の趣旨を規定しています。あとは3番目ですけれども、瑕疵担保や運営権の取り消し、あるいは株式譲渡などの際の管理者・運営権者間のリスク分担のあり方、手続の例を提示するといふところを盛り込んでいます。最後ですけれども、管理者・運営権者・第三者それぞれによる複層的なモニタリングの実施、その結果の公表を規定しています。

以上でございます。長くなりました。申しわけありません。以上です。

○石原委員長 PFI法の改正あるいは運営権ガイドラインの改正につきまして御説明がありました。非常に専門的なあれでございますが、全体につきまして、委員の方々から御意見あるいはこの点はどうなのかという御質問等がございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○谷口委員 資料3-1の真ん中の最後の○で、議事録を原則公開ということなのですが、もちろん企業のノウハウには保護をしなければいけないのですけれども、委員がしゃべったことも、その委員が特定できるような形で公開されるのですか。というのも、例えば私は仙台の空港のコンセッションをやったのですけれども、応募をされる方から、結構いろいろな人からいろいろなことを言われるのです。ないとは思うのですけれども、逆恨みとかをされたりするようなことがあったら嫌だなと思ひまして、どのぐらいの公開を想定されているのですか。

○坂本参事官 例えば羽田空港で、皆様もお使いになっている国際線のターミナルとか、そこはPFIでやっていますが、山内弘隆先生が審査委員会の座長だったと思ひます。そのお名前は出ていないのですが、議事録で見ると、いろいろな審査委員の先生の御発言が書いてあるのですけれども、詳しい方が読むと確かに、この意見はあなたの方かもしれないみたい、そういうものはあるかもしれません。ただ、審査員のお名前は伏せてという

ころです。そういうところなので、いろいろ議論はあったのですが、負けたところは特に何で落ちたのかというところを、相当お金をかけて、それも何億円、場合によっては何十億円というお金をかけて、いろいろ自分たちで準備をしてきて、入札に応募して、それで単に負けましたというだけでは、納得できる説明が欲しいという御要望もありまして、どういうところがこれについてはすぐれているとか、こういう提案についてはちょっと無理があるのではないとか、いろいろな、マイナスな面の御意見とかも当然審査員の方はおっしゃると思うのです。今後は、コンセッションについての審査委員会はそういう形での運営を進めていければという状況です。

○谷口委員 わかりました。委員はそれに気をつけてしゃべらなければいけないということですね。ありがとうございます。

○石原委員長 実際に議事録の原案について、委員の方が、私はこんなことを言ったつもりはないとか、後でチェックはできますか。

○坂本参事官 もちろんそこはそうです。確認はしていただきますので、こういう趣旨ではないということがあるとか、そういうところは確認をしていただいた上で公開をする。

○石原委員長 余り気をつけなくて話されますからね。

○坂本参事官 一応、お話が出ましたので、本文の15ページをあけていただければと思うのです。資料3-2でございます。

ここは重要なところでございますので、最初から読み上げさせていただきますが「3. 民間事業者の選定」の「(5) 審査結果の公表(新設)」で「1. ポイント」です。

民間事業者からの提案審査において、多様な分野の専門的な判断が求められ、定性的な評価でしか判断することができず、客観性を担保する必要がある場合、技術や財務、法務等の有識者等から構成される有識者等委員会を設けるなど、適切な民間事業者選定体制を構築する必要がある。そうした体制構築の一つに審査結果の公表が挙げられるが、その際の留意事項は何か。

「2. 留意事項」です。

(1) 民間事業者の選定を行ったときは、その結果を速やかに公表する。

(2) 公表に当たっては、評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料をあわせて公表する。特に、審査委員会を設けて審査を行う場合においては、審査委員会における議事録を公開するものとする。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項(民間事業者のプレゼンテーション部分、固有名詞、費用などの具体的な数字、民間事業者固有のアイデア等)及び審査委員の固有名詞を除く。

(3) 選定されなかった応募者に対し非選定理由の説明機会を設けることは、公共施設等運営事業の適切な推進の観点からも必要である。

(4) 選定事業者の事業計画に基づく公的財政負担の縮減等の公表。当該事業に関する透明性の確保等のため、民間事業者の選定後、選定事業者の事業計画に基づく公的財政負

担の縮減の見込み額等についても公表することが適当であるが、その公表方法は、通常の入札結果等の公表と同様の手続で差し支えない。

以上でございます。

○石原委員長 よろしゅうございますか。ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○上村委員 質問を2つほどと、感想を述べたいと思います。まず、ガイドラインの改正についてなのですが、モニタリングの実施とその結果の公表ということなのですが、大体4年、5年ぐらいがたって、大分いろいろな案件もふえてきて、PFIにして非常によかったというか、民の力やいろいろなものが入って業績を上げたところも、関西エアポートを初めいろいろとあると思うので、どのようにこれから公表していくのかという公表の仕方とかを教えていただきたいというのが1点目です。

もう一つは、その上の運営権対価の支払いにつき一括払いの検討を規定というところで、先ほど延べ払いではなくて、できるだけ一括払いということなのですが、それを規定しているところを具体的にもう少し教えてほしいと思います。

感想としましては、本当に今、2月9日で閣議決定をされているところの法案に挙がっているところは、1も2も3も、PFI法として今後進めていくことにとっても非常に重要なところなので、ぜひできるだけ早く通して、決定いただきたいと思うのですが、これも質問になるのかな。今のところは大体どういうスケジューリングか、国会も見通しができないところがあるのです。もし長引く場合でも、大体どのようなスケジュールでいくようなことになっているのでしょうか。

3つとも質問かもしれません。

多くて済みません。最後に、要望としては、21兆円の10年間で、愛知県だとか関西空港のような大型のPFIのものをもう少し、上下水道は一つのジャンルとしては大きいのだと思うのですが、何か大型案件みたいなどころはお考えか。それはもちろん挙がってこないといけないのだらうと思いますが、何かそういうものが挙がってくるような仕掛けというか、法律の問題、ガイドラインの問題とは違うのかもしれませんが、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○石原委員長 よろしくお願ひします。

○坂本参事官 ありがとうございます。1点目は、モニタリングについての公表ですか。

○上村委員 公表をどのようにされるのか。どういう方法で公表していくのかということです。

○坂本参事官 モニタリングのやり方は、先ほどの資料3-2の34ページになりますけれども、34ページのブルー、青い色で書いてある(2)が今回、追加をしたところなのです。特に「なお」と書いてある下の3分の1ぐらいのところなのですが、なお、モニタリングや前記の意見照会の結果については、国の安全にかかわる情報や、運営権者の営業上のノウハウ、特定の者の不利益となる情報など、一定の配慮を要する情報を除き、公表する

こととする旨実施契約に規定するということを入れさせていただいてまして、あとはそれぞれの管理者と運営権者の間で話し合っ、どういう形で公表するかは決めていただくということになりますというのが1点目です。

一括払いのところですが、24ページになります。これもそのまま読み上げますが、「2. 留意事項」の(2)です。しかしながら、民間資金の活用というPFIの趣旨に鑑みた場合、ファイナンスリスクを公共側で負う形は望ましくなく、民間側で負う(運営権者が金融機関等から融資を受ける等)仕組みの導入を推進する観点から、支払いについては一括払いを検討すべきである。仮に分割払いを採用する場合でも、一定の一括払い(当初分)を組み込むよう努めるものとするということです。

これでできるだけ分割にするにしても、1回目をできるだけ厚く支払っていただきたいと、本当に民間資金の活用というPFIの趣旨、まさにそこに尽きるのですけれども、そういうことで検討していただきたいということです。

○上村委員 「厚く」は入らないのですね。「できるだけ初回を厚く」の「厚く」は、文字には入らないけれども、この文面から読み取るということです。

○坂本参事官 そこは「一定の一括払い」という、そこで読み取っていただくということになります。

3番目ですが、法案の審議のスケジュールですが、申し上げられる範囲で申し上げます。まず、法案には、大きく分けて3種類ありまして、日切れ法案と呼ばれているものです。これは4月1日から、例えば所得税法などがそうなのですが、要するに、税金が変わります。4月1日から本来取らなければいけない税金が4月1日に施行されていないと取れなくなってしまうとか、あるいは逆に税をまけてもらえるはずなのに、多目に取りられてしまいますというようなことになってしまうので、こういう3月末までに衆議院、参議院で成立して、4月1日から施行していく必要があるもの。それが日切れ法案と言っているもので、これが一番優先度は高いです。

その次に、政府として出す法案のリストの左側に米印がついているのでコメ法と呼んでいるのですが、予算関連法案と呼ばれているものです。これは予算を執行する上で必要な法律になりまして、全体の法律、非予算関連の法案よりもできるだけ早く成立することが望ましいとされています。今回のPFI法の改正は、特に3番目の繰り上げ償還の部分がありまして、特別会計法の改正がありまして、先ほどちょっと申し上げましたけれども、マーケットから調達したお金に穴があいてしまう。穴があいてしまうものは積み立てている準備金のほうから補填をするということになるのですけれども、そういった改正を今回は入れておりますので、予算関連法案になっています。そういうことで、優先度としては2番目になります。

最後が非予算関連法案で、これは一番優先度が低いので、場合によっては、省庁によっては10本とか、たくさん法案を出している場合には、後のほうの審議スケジュールがきつくなってきて、最後まで審議が間に合わなくて継続審議ということになってしまうものも

場合によってはあります。

そういう中で、PFI法は3つのカテゴリーの中の2番目に一応入っているということで、できるだけ早く審議をしていただければというところで、日切れ法案がPFI法の前に2つ、衆議院の内閣委員会で審議されるものがありますので、それよりは後ということになるかと思えます。我々も、根回しと呼んでいますけれども、国会議員の先生方、内閣委員会の先生方とか、議運とか国対とか、そういう国会のキーパーソンがいらっしゃるのですが、そういった方々に法案の御説明をして、できるだけ早く審議していただけるように御相談をしているというところですよ。それが3番目です。

4番目は21兆円。

○上村委員 次の大型案件は何かお伺いしたい。どういうものが出てくるか、法律のガイドラインとはジャンルが違ってもいいのかもしれませんが、大型案件を各省なり都道府県や何かから挙げてくるべく、方策というようなものはお考えでしょうか。

○坂本参事官 コンセッションがやはり大型案件になると多いのですが、先ほど申し上げた関空、伊丹、愛知の有料道路の後なのですが、北海道の7空港、新千歳、稚内、函館、釧路、この4つが国管理の空港で、女満別が北海道管理。あとは旭川と帯広がそれぞれ市で管理している空港ということで、合計7つです。この7つの空港をまとめてコンセッションに出す。これはかなり大型です。

その前に1年早く福岡がまさにもうすぐ、今、事業者が3つ、SPCが3つに絞られて、第2次の選定ということで、最終的に5月とか、そのぐらいに決まるかと思われていますが、そういったものが続く。

その後、先ほど法案のところでも申し上げましたけれども、下水道の1件目が、きょうは下水道部の方もお見えになっていますが、浜松の下水道がこの4月からスタートするということがありますが、特に佐藤委員を初め、いろいろな方々が関心を持ってくださっている水道です。水道は、1件当たりの規模はそれほど大きくないにしても、件数が多いので、これは本当はかなり、どれぐらいやるか、どこまでコンセッションに出すか。浜松の下水道は下水処理場1カ所とポンプ場2カ所だけをコンセッションに出すということなんですけれども、どこまでを出すかによって、また、件数が全国にありますので、それを考えると、今後、水道・下水道はかなり大きな規模として考えられるのではないかと。そういう中で、特に水道はなかなか第1号が出ない。そういうことで、特に宮城県が水道・下水道・工業用水をセットでやろうということで頑張っておられますので、我々も仙台に何回も行ったってバックアップはしているところですが、そういったところを特に注目をして取り組んできているというところですよ。

長くなりましたが、以上です。

○石原委員長 よろしゅうございますでしょうか。

ほかにございますか。

どうぞ。

○根本委員長代理 先ほど谷口委員がおっしゃったことの続きなのですが、ガイドラインの15ページで「2. 留意事項」の(2)で、最後に審査委員の固有名詞とありますが、多分、氏名だと思うのです。氏名以外も所属とか肩書が開示されると同じことなので、固有名詞というよりは、審査員の氏名を特定し得る情報を除くということかなと思います。

そもそも論なのですが、選定過程の透明性が必要なのか、選定理由の説明責任を果たすことが必要なのかというところが混在しているような気がします。というのは、現状、議事録は公開していませんが、全ての案件について、かなり詳細な選定理由を開示しているのです。それだけでA4で5ページとか10ページとか平気でいく。それぞれの項目について、提案者Aはこの点について評価された。Bは、特にすぐれているのはこの点だったみたいな感じで、クレームがつくのは、自分は自信があるからクレームをするのですが、相手がそれよりも高いということによって決めるのです。ここがだめというのは余りなくて、相対的な優劣度の判定になるので、結果として、提案者によってどの項目がどのような理由でどのように加点されているかが開示されれば、それで十分ではないかと。

それに至る間にさまざまな議論があり得るのは、当然そのとおりであり得るわけですが、その議論をしたということ自体を開示することを求めてしまうと、自由な議論ができなくなるというのが通常感覚。それにかわるような十分な説明責任を果たしているではないかということで、管理者の側がそれでもいいですか。そのように今までやっていますし、今回もそれでやろうと思いますが、それでもいいですかと問うたときに、ガイドラインはあくまでもガイドラインなので、このとおりやれということではないですから、それでも許容しますかということとはちゃんと決めておく必要があるかなと。私の感じでは、これは十分許容できるでしょうと思います。むしろ整理された情報のほうが、よほど価値があると思います。

もう一つ、これに関して言うと、公共施設等運営権だけに関する制約になるのですが、透明性を確保する必要があるのは別にコンセッションに限っていないので、全てそうでしょうとなったときに、全てにこの条項が拡大される可能性がある。そうすると、物すごくハードルが上がる感じがします。管理者側もそうだし、審査員のなり手がなくなるということも含めて、大変大きなリスクを抱えている項目かなと思うので、その辺はもう少し考えていただいたほうがいいかなと思います。これは御検討くださいということなので、この場でお答えいただく必要はないのですが、ほかのこともいいでしょうか。

それから、資料2で、これは情報として不足しているかなということで、もちろん手持ちにあるとは思いますが、これからQ&Aみたいな形で出すときに留意していただきたいのは、まず「法案の概要」の(1)の国の支援機能の強化についてです。これはPFI法の改正なのでPFIを使ったときの話なのですが、当然PFI法を使わない一般的なPPPであっても助言をしていただけるワンストップ窓口があると大変ありがたいというのはそのとおりなので、それは適用されるのですか。そういう仕事も内閣府はやってくれるのですか。それが一つです。

それから、当然回答を受けるわけですけれども、とりあえず支援措置に含まれるかとか、あるいは規制の適用を受けるかどうかという白黒の回答が来るので、それを受けた側が、では、現状の規制では適用されないとして規制の特例を求めるとか、支援措置のイコールフットイングを求めるといふプロセスは、これとは別に用意されているかどうか。特区における規制特例要望みたいなことが想定し得るのですけれども、そういうものがないと、単純に言われっ放しで終わりという話になりかねないので、それをしっかりと組み込んでく必要があるのではないかと。これが2点目。

最後ですけれども(2)です。自治法の特例のところ、条例に特別の定めがあるということなのですが、この条例は公の施設として指定するときの最初の個別の条例のことなのか、もしくは包括的に今後、運営権を取得する施設に関しては特別の定めを置きますという包括的な条例のイメージなのか、どちらでもいいのかもしれませんが、もう少し特別の定めを置く条例とは何なのかというイメージがあったほうがいいかなと思います。

以上です。

○石原委員長 いかがでございましょうか。

○坂本参事官 この後の議題もありますので、手短に申し上げます。その御指摘は、まず、ガイドラインの関係は、いただいた御指摘はありがたく検討させていただきます。文言を変えるところまでできるかは、また中で検討してみないとちょっとわからないのですけれども、おっしゃるとおり、そういう問題意識は承知いたしましたので、検討させていただきます。

あとは法律のほうなのですけれども、PPPはこの法律の対象になっていないので、そこは従来の地方自治法に基づく通常の助言ということで行っていくこととなります。どこまで効力があるのかなのですけれども、文書として受けたものは、我々も文書として関係省庁のほうにつないでいきますが、それがきちんと確実に要望としてちゃんと認めてもらえるかどうかまでは保証できないので、そこは我々のほうでとりあえずつなぐということとはしっかりとやっていきたいということになると思います。

公の施設の条例なのですけれども、そこは個別。何でもかんでもやっていいですということではなくて、この施設についての条例ということになりますので、そのハードルは個別につくっていくということになります。ただ、議会の事後チェックを事前チェックに変えるという、完全に議会の事後チェックをなくすというのは、地方自治あるいは議会の考え方として難しいという中で、事前にちゃんと議会でチェックをするという機能を入れるということで、現在の考え方になっております。

長くなりましたが、以上です。

○根本委員長代理 最後のところだけちょっと確認なのですけれども、新規の施設整備の場合は、その時点で条例を制定するので盛り込むことが可能なのですが、既存の施設に運営権を設定する場合には既存の条例があるので、改正をしないとイケないのですね。そういうことですね。

それは事後報告で可ということにならないですね。改正をする時点で事前に議会の同意を必要とするということになるので、余り簡素化しているということにならないですね。

○坂本参事官 そこはおっしゃるとおりです。

○石原委員長 いろいろあろうかと存じますが、次の議題に入りまして、後ほどまたお受けしたいと思います。

「PPP/PFI推進アクションプランの改定の方向性について」ということで、事務局から説明をよろしくをお願いします。

○森企画官 それでは、資料4-1と4-2で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、4-1からなのですけれども、アクションプランの改定の方向性ということで、ページをめくっていただきますと、2ページ目から4ページ目が年末に取りまとめてくださいました課題の概要、その次のページが本文をそのまま写したものになっておりまして、この課題と、今書いてあるアクションプランの進捗状況を踏まえて、今後はどうしていくかということの方向性を我々のほうで内閣府案ということで検討しましたので、それを説明させていただきます。

課題は年末に取りまとめていただいたものですので、さらっとおさらいをいたしますと、2ページ目で課題1から3ということで、課題1がPPP/PFI手法の有効性・必要性について、管理者等や住民間での共有が不十分という課題。課題2としましては、管理者等がそれぞれの取り組みの段階に応じてみずから積極的にPPP/PFIに取り組むことができるような環境整備が不十分ということで、具体的には(1)から(4)で、PPP/PFI制度面に課題、あとは管理者等への啓発・教育に課題、わかりやすい情報の横展開が不十分、経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体に対する案件化の促進が不十分というところ。課題3として、新規事業者・投資家が参画しやすくなるような環境整備が不十分ということで、具体的には参考で書かせていただいた3ページ目と4ページ目のような文章で取りまとめを行ったというところでございます。

それも踏まえながら続けさせていただきますと、今度は資料5ページ目から7ページ目の3枚にわたりまして、今、まとめていただいた課題が一番左側に書いてありまして、真ん中がこれまでの取り組み施策、一番右側が今後の取り組み施策案ということで記載させていただいたものがございます。項目ごとには今から説明させていただきますけれども、我々の今の方向性としては、それぞれ管理者の段階に応じた取り組みの支援をしていく、推進をしていくという観点から、特に実施主体の裾野拡大といったところに注力していきたいと考えているところでございます。

具体的には、この3ページにわたって書いてあるのが、まず、真ん中にこれまでの取り組み施策を記載しておりまして、それぞれの課題ごとに応じてこういうことをやっていますということで書いています。これが何をもとにしていますかといいますと、今書いてあるアクションプランとか、その進捗状況をもとに書いていまして、資料4-2が今書いてあるアクションプランの進捗状況をとりあえず今の段階でとりまとめたものになっており

ます。

詳しくは省略させていただきますけれども、めくっていただきますと、ずっと23ページ目まで各項目があるのですが、左側の一番上に青い文字が書いてある欄がアクションプランに書いてあるそのものでして、右側の緑の項目が、それぞれ回答府省庁とありますけれども、担当の府省庁にこれまでの取り組みを書いていた。一番右側が、今後の改定版に、例えばこういった取り組みを書くということで書いているものでございます。

ざっと見て、おおむね記載のことは各省庁で順調に進めていただいているというところでございます。先ほどの我々の法改正のように、正確には完了ではありませんけれども、提出するというところで、一応既に行ったものでしたり、実施中のものでしたり、ただ、なかなか思うように、苦戦しているものの中には、例えば水道法とか、水道法の成立を前提として施策を進めるといったものもあります。そういったもので苦戦しているものもありますけれども、おおむね順調に進めているというところ。それを資料4-1の資料Aの3ページにわたって、これまでの取り組み施策というところに、今やっていることをまとめているところでございます。

順に説明をさせていただきますと、資料1の5ページ目の一番上なのですが、まず、課題がありまして、PPP/PFI手法の有効性・必要性の共有が不十分というところでは、公共施設等総合管理計画とか、そういったところがほぼ策定して公表されていますということとか、先般、政府インターネットテレビ等で我々も啓発を行ったというところ。とか、いろいろアクションプランとか手引等でメッセージを発信しているというところですが、今後も引き続きさらなる啓発なりメッセージ発信なりをしていければというところでございます。

あとは2番目の「(1) PPP/PFI制度面の課題」でございますけれども、こちらいろいろ、これまでの取り組みということで、法改正とか優先的検討規定の策定・運用の推進とか、一部の分野では優先的検討の要件化をしたりとか、アクションプランで重点分野を設定して、いろいろ施策を展開していますとか、そういったところでやっているところ。です。

今後の我々の取り組みの施策として、5ページ目の真ん中ぐらいのところ。で書かせていただいていますけれども、大きな一つとして我々が考えているのが、実施主体の裾野を拡大していきたいという観点から、優先的検討の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の開発というところ。でございます。優先的検討を先般、課題等を我々も把握したところ。ですが、やる気はあるのですけれどもなかなか進まないといったところ。にいろいろ課題がありまして、例えばVFMにとらわれ過ぎてしまっているとか、詳細に検討するときの費用の捻出が課題とかいった課題があります。そういった課題を解消して、負担軽減で何かできるところはないかというところ。で、こういった柔軟性・実効性のある検討・導入手法の開発の検討を行ってまいりたいと考えているところ。でございます。

あと、ここでは下のほうに助言・ワンストップ機能ということで、先ほどの法律の説明にもありましたけれども、こういったところの実働を回していくとか、期間満了案件の効

果検証とありますが、先ほど先生方からもあったかもしれませんが、今後、こういったことも勉強を始めていきたいということで、取り組み施策の案として挙げているところでございます。

その次の6ページ目は課題として、管理者等への啓発・教育とか、わかりやすい情報の横展開が不十分とか、こういったところはプラットフォームの充実とか、6ページ目の真ん中のあたりにありますが、PPP/PFIの活用が進むような先進的な団体の取り組みとか組織設計等で、例えば共通している事項等があれば、そういったエッセンスを抽出して横展開するとか、そういったところも進めてまいりたいと考えております。

6ページ目の下が、経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体に対する案件化の促進が不十分というところで、ここにターゲットを当てたこれまでの取り組み施策は、ここもほぼ空欄になっていきますけれども、なかなかなかったかなというところで、先ほども御説明させていただいたような優先的検討の負担軽減策も、まさにこういったところの策になるのかなというところで、こういったこともやっていきたいと考えております。

7ページ目が、今度は民間です。新規事業者・投資家が参画しやすくなるような環境整備でございまして、ここでは官民対話の普及促進とか、一層の見える化の推進ですとか、そういったところで図っていきたいと考えております。

我々の案が以上でして、8ページ目と9ページ目がありまして、8ページ目は飛ばさせていただきまして、9ページ目は、本当に我々の概要のイメージということで初めに書かせていただいたものでして、先ほど御説明させていただきましたとおり、実施主体の裾野拡大に向けて実施主体の経験に応じた推進を図ることの観点から施策をブラッシュアップしていくということですか、そういったところを中心に進めていきたいと考えているところでございます。

最後、10ページ目が今後の予定でございましてけれども、本日、委員会を行いまして、今後、計画部会のほうで具体的には審議を進めていきたいと思っております。3月22日が第12回計画部会で、あとは第13回の計画部会、第14回ということで、3回です。そういうことで、もちろん内閣府も含めてですけれども、関係府省から今の進捗状況とか掲げる施策を説明して審議をいただきまして、アクションプランの改定に向けた審議もこのようにさせていただければと思っております。5月のPFI推進委員会のほうで、また計画部会の取りまとめたものを御審議いただければと思っております。

あわせて第1回事業推進部会が4月ごろからとありますけれども、例えば先ほどの優先的検討の負担軽減策といったことなどを事業推進部会の場で検討をしていきたいと思っております。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

特に今、お話がありましたように、計画部会におかれましては、いろいろと詰まった期間の中で精力的に議論をお願いするということになるろうかと思っております。時間があと15分ほ

どございますので、せっかくでございますので、全体を通じまして、皆様から御意見を伺いたいと思いますが、北詰委員からいかがですか。

○北詰委員 できるだけ皆さんに追いつけるように頑張りたいと思いますが、1つないし2つありまして、1つ目は、今、お話しいただいたように、人口20万未満の小さなところについて普及促進を図る。優先検討部会でも、私も一定の責任がございますけれども、今、短期的に彼らが抱えている問題、いわゆる建設業界の人材不足だとか、物価の高騰だとかいうことで、発注をかけても1社来るか、来ないかみたいな議論を問題として抱えていて、ただ、多分数年たつと少し状況が変わってくるだろうということも考えられるので、いろいろここで御説明いただいたことが、ここ数年でフィットする話と中長期的にフィットする話で、少しずつ微妙にずれてくるかなと思っています。

です、実際には目標を掲げて、例えば20兆なり21兆を掲げてはいますが、その金額だとか、そういったものの目標にこだわって急ぐ必要は余りないのかなとは思っています。むしろ中長期的に彼らに、小さな自治体であっても、そういったルールだとかやり方だとかが浸透することを気長に構えてというほうが、将来的には大きな効果を持つような形になるのかなというのが感覚的な私の感想です。もちろんこうやって書いて着実に実施していくことはとても大事なことなので、ぜひそう考えていただければと思っています。

2つ目は、個別の意見としては、先ほど前の議論であったような、例えば議事録の公表みたいなことがあるのですが、全体として申し上げると、それぞれの自治体だとか公共機関は一定の、自分たちの内規とかルールを持っていますね。議事録の公開だって当然内規とかルールを持っていると思うのですが、それと我々、こういった内閣府から出てくるものとの温度差が余りにも激しい場合、彼らは自分たちの規定をどのように取り扱えばいいのかという部分について、先ほどの議事録の公開の例でも結構だと思うのですが、うちはもうちょっとクローズでやりたいと思っていたのだけれども公開と言われているのですが、規定上決まっています、例えばPFI案件だけ広くやっても、ほかの普通の入札事項だとか何とか言ったときのルールと共通の規定が書かれていたらどうするのだということについて、この部分はどのように言えばいいのかが、ちょっと疑問に思いましたので、その辺でもし整理があればよろしくお願いします。

以上です。

○石崎審議官 1点目のほうは御指摘のとおりだと思っていまして、我々も優先的検討規定をやって、正直なところ、もっと広げないかという話を最初は考えて、いろいろヒアリングとかを彼らにしてきたのですが、そういう状況ではないと。まず、20万人以上であっても体制を整えるのがまだまだ難しい状況で、未満をどうこう、体制をどうこうという世界ではないだろう。ただ、確実に確かに浸透させていかなければいけないので、現段階では隘路をきちんと分析して、やるべきことをきちんと蓄えていく。それで本当に最後までずっと、言ってみれば内閣府が旗を振らなくなってもきちんと浸透するような、そういう形を築いていくというのが今の段階だろうということで、それぞれの進捗状況に応

じて一個一個の対策をしていくというのが、現段階で我々が考えていることでございます。御指摘のとおりだと思っております。

2つ目のルールとガイドラインの温度差みたいなところも、先ほど根本委員長代理からも御指摘がありましたけれども、おっしゃるとおりだと思います。ただ、我々も今回、私もこの事業者の方からのヒアリングを少し立ち合っただけ聞いていましたけれども、特にコンセッションは始まったばかりということもあって、要するに、事業者のほうも全然なれない。全く手探りで、何がどう議論されているのかわからないという感じの状況なものですから、そういう状況だと、できるだけ情報を、何をどう審査しているのかをオープンにすることによって、より多くの方がきちんと参加していただけるのかなと思ひまして、ちょっと確かに偏った書き方になっている気が私もあります、あえてこういう書き方を今回はさせていただきます。

ただ、先ほどからもありましたけれども、余りそれをやり過ぎると逆のフリクションが起きるとするのは御指摘のとおりだと思いますので、少しやり方は工夫をさせていただければと思います。

○北詰委員 ありがとうございます。

○石原委員長 佐藤先生、いかがですか。

○佐藤委員 何度も言っていることなのですけれども、1つは、分野としては、これから、上下水道。先ほどあちこちでこの問題が出ているので、まずは上下水道が一つターゲットになるのかなということと、御指摘のとおり、まずは20万人以上のところでPPP/PFIの普及は重要だと思うのですが、20万人以下のところでも協力してくれそうでやる気のある自治体にアウトリーチする形で、むしろこちらから働きかけて一緒にやりませんかと言う。そういう改革マインドを持っている自治体は小さいところでもありますので、そういったところに、まず、とにかく成功事例をつくること。この国はとにかく横並びなので、どこかで成功すれば皆やるということです。今回、浜松市のケースも、多分、一つのターニングポイントになるかもしれないので、浜松市の事例あるいは宮城県がどう動くかはわかりませんが、こういったものを丁寧に調べて情報提供をしていくという形で、とにかくどこかに成功事例をつくっていくということで、くどいようですが、重要分野は多分、上下水道かなと思うのです。

もう一つ、市町村と言っても1,700もあるわけなので、これもピンキリですから、もう一つ協力依頼ができるのは県だと思うのです。どうせ出てくる自治体からの反応は、専門家がいなくてノウハウがないということなので、実際に人がいないのとノウハウがないのは事実ですから、そうであれば、県レベルであれば、県によっても温度差がありますけれども、多少なりとも人材の融通であるとか自治体間の調整。先進的な自治体から人を派遣してもらおうとか、そういう自治体間の調整もできると思うので、少し県に対しても働きかけをしていくというのも、これもありかなという気がするのです。

○石原委員長 宮城県あたりは相当熱心に、知事さんも来られたという話もこの間ござい

ましたね。

○石崎審議官 おっしゃるとおりでございますので、我々も成功事例、要するに、上下水道の成功事例もそうですし、本当に小さい自治体で頑張った成功事例とか、いろいろなレベルの成功事例が必要かなと思っておりますので、そういう形で、計画部会の中でどのようにやっていくのかを議論させていただければと思います。

働きかけの方法も、県がいいのかどうかは私もよくわかりませんでした。ただ、いずれにしても、一個一個働きかけても切りがないというところがありますので、そういう意味では、プラットフォームをとにかくつくった。とにかくつくったのだけれども、つくただけのところと、実際に金融機関も入って動き出しているところもあるという落差がありますので、それをどうやってレベルアップしていくのが、我々からすると、市町村、言ってみれば地元の建設業者とか、そういう方も含めてレベルアップをしていく一番いいツールなのかなと思っております。それはかなり国交省が頑張ってくれていますので、一緒になって我々もやっていきたいと思っております。

ただ、いずれにしても、どういう切り口があるのか、手の届きようがあるのかということについては、さらに我々も議論を進めたいと思っております。

○石原委員長 ありがとうございます。

いろいろ材料がそろってきたといえますか、現場の意見を聞きながら、法律改正あるいはいろいろな手段が講じられているわけですが、半田社長、いかがでございますか。

○半田PFI推進機構代表取締役社長 このたびPFI法の改正の中で（1）にありますワンストップ機能、助言機能の強化が入ってきたということは本当に画期的なことだと考えております。これまでも実務のレベルでは内閣府のPFI推進室、国土交通省官民連携政策課、いろいろところで実務的にこういったことが行われてきてはいるのですが、法律にきちんと明記されてこういう形になったということは、本当に先生方がおっしゃっておられる人口20万人以上の自治体あるいは小さな自治体、いろいろところで案件を進めていく上で非常に画期的なことなのではないかと思っております。

この機能をサポートするというところで、事業推進部会が根本部会長のもとで立ち上がって、ここに各分野、特に実務のコンサルタントの方も含めて、非常に多様な分野の、しかも現場に精通したすばらしい専門委員の皆様が集まっておられるということで、私ども機構としましては、いろいろな案件形成、自治体とのやりとりという日常業務をやっていく上において、内閣府のこのワンストップ助言機能のところ、事業推進部会の皆様とより一層連携を強化して業務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

いろいろこれは根本先生のところに言っているところが多いようでございますけれども、これからの方針等について一言、いかがですか。

○根本委員長代理 御期待に添えるように頑張りたいと思っております。

○石原委員長　そろそろ時間も参りましたけれども、最後になりますが、次回の連絡事項を事務局からよろしくお願ひします。

○森企画官　先ほども説明させていただきましたが、次回の本委員会は5月21日の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○石原委員長　ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日は終了でございます。